

編集・発行

平成30年5月25日
立川市福祉保健部
障害福祉課
042(523)2111

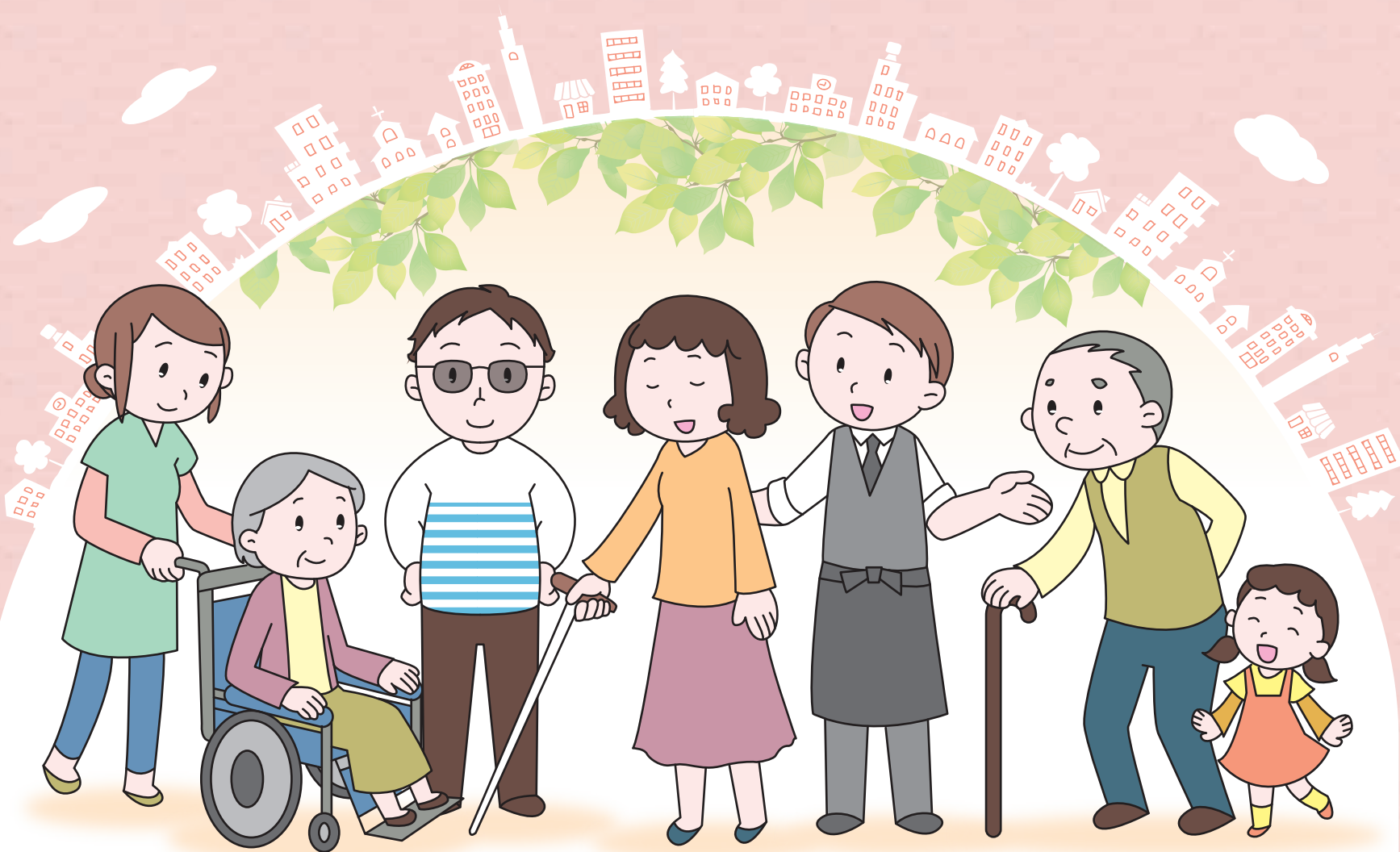
た ち かわ し し ょ う が い

立川市障害の

ある人もない人も

共に暮らしやすいまちをつくる条例

平成30年4月1日より施行されました



障害を理由とする差別をなくし、誰もが生きがいを持って暮らしていける社会が求められています。

そのためには、市民一人ひとりが、障害や障害のある人に対して正しい知識を持ち、認識を深める必要があります。

そして、一人ひとりが異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重することで、多様性のある社会の実現につながります。

条例は、この立川で暮らす誰もが、「かがやき、生きがいを持ち、安心して」暮らせるまちを目指し、市民や事業者の皆様と共に取り組んでいきます。

条例の目的

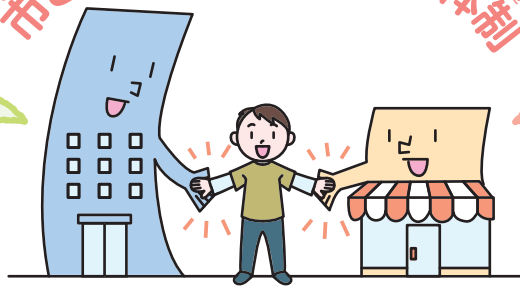
障害を理由とする差別を解消し、誰もが地域社会の一員として尊重され、
障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくること

市・市民・事業者の責務

市の責務

- ・ 障害や障害のある人に対する理解を広め、差別を解消するための施策を行います
- ・ 市民や事業者が行う取組に協力します

市と市民・事業者の協力体制



市民・事業者の責務

地域社会の一員として、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるため協力するよう努めます

差別の禁止 障害を理由とする差別とは以下の2つです。

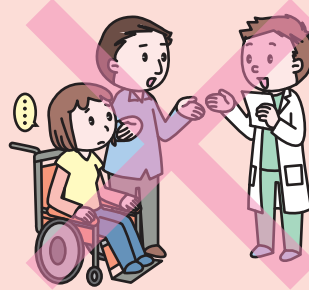
不利益な取り扱いをすること

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるなど、障害のない人と違う取り扱いをすることを禁止しています。

※「正当な理由がある場合」でも、その理由を説明し、理解を得よう努める必要があります。



受付や利用を拒否する



介助者や支援者だけに話しかける



「犬はお断り」と盲導犬等を伴う入店を拒否する

合理的配慮をしないこと

障害のある人が生活していくうえで、社会の中にある壁（バリア＝環境やルール）によって、制限を受けることや生活しづらい場合などがあります。合理的配慮とは、公正な機会の確保に向けて、障害のある人の意向を尊重しながら、個々の状況に応じて、その壁（バリア）を取り除くために行う配慮のことで、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

※「負担が重すぎる場合」においても、その理由を説明し、別な方法を提案するなど、話し合ったうえで理解を得よう努める必要があります。



筆談や手話、読上げ、写真などの手段を使って案内する



本人に確認して安全に移動を補助する



ゆっくり丁寧にわかりやすく話す

合理的配慮等について、条例では障害のある人が地域で生活していく中でかかわりの深い11の分野について規定しています。



保健・医療

障害のある人やその家族が、必要な医療・健康診査等を受け、生き生きと安心して生活を送ることができるように支援の充実を図ります。



福祉サービス

障害のある人の意思や人格、個性を尊重した支援を行うとともに、身近な場所で相談を受けられる体制を整備します。



教育

子どもの健全な育ちにおいて、多様な他者とかかわり関係の作り方を学ぶことは必要不可欠なものであり、全ての児童・生徒が共に生き、共に育ち合うことを目指します。



保育

個々の能力を補い、伸ばす方法を工夫した保育を提供するとともに、全ての乳幼児・児童が共に生き、共に育ち合うことを目指します。



療育

一人ひとりの特性を適切に把握し、子どもの成長・発達に合わせてより効果的な療育を提供します。



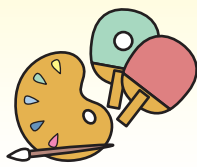
雇用

障害のある人の雇用や就労の定着を促進するため、関係機関との連携による生活支援等を行うとともに、事業者に対する啓発や支援を行います。



公共的施設の利用

障害のある人の社会参加を促進するため、様々な人が利用する施設や交通機関等において円滑に利用できるよう努めます。



文化芸術活動・スポーツ・生涯学習
障害のある人が、文化芸術やスポーツ、生涯学習などに円滑に参加できるよう必要な配慮を行います。



情報保障

障害のある人それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、代読、代筆など）を用い、必要な情報を提供します。



住居

障害のある人が自ら選択した地域の中で安心して生活を営むことができるよう支援します。



防災

障害のある人及びその家族に配慮した防災体制の実現に努めます。



ちくじょうかいせつ
逐条解説も
ご参照ください

©立川市

市ホームページへ /

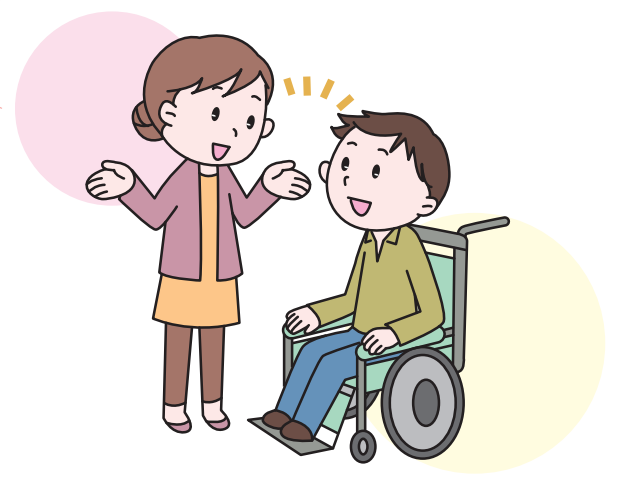
立川市差別解消で検索

市ホームページのほか、障害福祉課・各図書館にて、条例に関する資料（条例全文、条例の逐条解説）が閲覧できますので、ご参照ください。

相互理解の促進

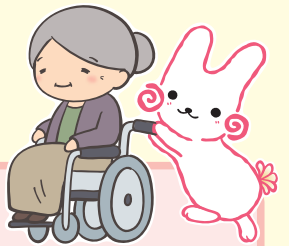
市民一人ひとりが、障害や障害のある人に対して正しい知識を持ち、認識を深めることにより、障害のある人もない人も、地域社会の一員として相互に理解し、共に暮らしやすいまちをつくっていく必要があります。

そのためには、障害のある人の心身機能の特性を知るだけでなく、社会との関係性や障害のない人との関係の中で、どのような困難に直面しているか、その困難を取り除くために何が必要かを、対話を通じて理解していくことが重要です。



差別に対する相談体制と手続きの仕組み

障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、助言や調整を行い、当事者間での対話による解決を図ります。解決に至らなかった場合は、条例に基づき以下の手続きを行います。



相談・助言

相談内容により、必要に応じて、解決に向けた調査・調整・助言・情報提供等を行います。

あっせんの申立て

相談による調整や助言で解決しなかった場合、市長に対してあっせんの申立てができます。

市長

あっせんを行うか否かを協議会に諮問し、あっせんすべきとの答申の場合、あっせんを行います。

あっせん

市は相談者と相手方の双方の間に立ち、公正中立な立場からお互いが納得する解決を目指します。

勧告・公表

正当な理由なくあっせんに従わない場合、市は従うよう勧告することができ、さらに正当な理由なく勧告に従わない場合は、意見を述べる機会を経て公表することができます。

相談窓口

困ったことがあったら、身近な相談窓口にご相談ください。

立川市障害福祉課

(市役所 1 階 1 番窓口)
電話 042-523-2111
FAX 042-529-8676

福祉ホットライン

(柴崎町 2-10-16 オオノビル 1 階)
電話 042-526-1418
FAX 042-521-3134

地域活動支援センター 連

(高松町 1-17-20)
電話 042-548-0160
FAX 042-548-6552

立川市社会福祉協議会 地域活動支援センター

(富士見町 2-36-47)
電話 042-503-9109
FAX 042-548-1724
(平成30年6月から開所)



障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会

条例に基づき設置される市長の附属機関

<協議会の役割>

- ① 市長からのあっせんを行うか否かの諮問に対し、調査・審議を行い答申
- ② 差別の解消に向けた効果的な取組の検討や理解促進のための普及啓発
- ③ 条例の取組状況の評価

協議会の委員構成 (20人)

・ 障害のある人	・ 学識経験者
・ 関係行政機関	・ 法曹関係者
・ 事業者	・ 福祉関係者

「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」

制定記念講演会の開催内容をお知らせします。(平成30年3月17日実施)

平成30年4月からの条例施行を、広く市民の皆様にお知らせするため、3月17日にアイムホールで記念講演会を開催しました。

講演会の第1部基調講演では、東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター准教授の星加良司先生をお招きし、「共生社会を作るための思考とルール」をテーマに講演いただきました。

第2部では、条例策定検討委員会のメンバーによるパネルディスカッションを行い、条例に対する思いや条例が市民に浸透するための取組などについて、意見交換しました。



第1部 基調講演

星加良司先生 (東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター准教授)



「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまち」を目指していく第一歩として、現在の私たちの社会が残念ながらそうはなっていないという事実を見つめることが大切だと考えます。「共生社会」の理念が長年うたわれてきたにもかかわらず、それがなかなか実現しないのは、「共に生きる」社会に変えていくことに対して、多くの人々が本音のレベルでは後ろ向きな感覚を持ってきたからであり、それこそが大きな社会的障壁です。

条例の制定は、そのことを一人ひとり改めて考える好機です。条例前文に示された「障害は…社会との関係性で生じるものであり、地域社会を構成する全ての人の問題」という言葉を、社会全体がどれだけ真剣に受け止められるかが問われます。そのためには、障害を社会との関係性で捉える理解を、様々な場で定着させていく取組が必要であり、それによって初めて条例に魂がこめられることになるのだと思います。そのことに期待しつつ、私自身にできることがあればぜひご協力させていただければと考えています。

第2部 パネルディスカッション

コーディネーター 吉川かおり委員長 (明星大学人文学部福祉実践学科教授・条例策定検討委員会委員長)



このたび立川市で条例が出来たこと、さらにその策定に携わることができたことを、とても嬉しく思っております。

この条例の特徴の一つは、「障害のとらえ方」です。障害には、心身機能の状態と、日々の暮らしや社会に参加するときにぶつかる障壁(社会的障壁)とがあります。が、条例では後者の改善を中心に据えています。この条例をきっかけに、個々人の能力が「心身機能の障害がある」と呼ばれる状態であろうとなかろうと、社会の中にある様々な障壁を変えていきたいというのが、条例づくりに参加した(委員だけでなく市民の)皆さんの思いです。

3月に行われた講演会のパネルディスカッションでも、記念講演をして

頂いた星加先生、条例策定検討委員会の方々から、条例策定に際して特に伝えたいこと、これからの立川市に期待すること、条例周知のための取組について等の提言がありました。さらに、策定検討委員会の副委員長として文言作成だけではなく様々な面でご尽力下さった長谷川弁護士からも、熱いメッセージを頂きました。それらを踏まえ、今後はさらに歩みを進めていくことになります。

条例を意味あるものにするためには、「対話」が必要です。様々な立場の人が社会的障壁の改善のために対話を重ねていくことが、誰もが「共に暮らしやすいまちをつくる」という条例の目標を、実現に近づけていくことになるのです。ご理解とご協力を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

石川誠委員 (株式会社いなげやウィング)



条例策定に当たっては常に立川らしさとは何かという点にこだわって意見を述べてきました。特に前文においては多くの時間を割き、我々委員全員の意見が集約されています。条例策定に向けた我々の思いがこの前文に盛り込まれており、まずそこを感じとってもらえたら嬉しいと思います。

私は事業者(企業)の立場で条例策定に携わったので、第12条の雇用に関する合理的配慮等については、私の考えや思いが伝わったと思っています。事業者の皆様には、逐条解説とともにその内容を理解してもらえとありがたいです。今後は、第12条の内容を自ら実践、紹介し、他の事業者の皆様にも条例制定の意義を理解していただけるよう努めていきたいと思っています。

泉口哲男委員 (NPO法人 自立生活センター・立川)



自分が住んでいる立川を住みよいまちにするために市民委員として関わることができ、条例の名称にもなっている、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちを実現するために、条例策定検討委員会のメンバーと、一致団結して行ってきたことが良かったと思

います。

特に伝えたい点は、条例の教育、保育、療育の条文の中に、「共に生き、共に育ち合うことを基本とし」と、入れたことです。

市と市民とが、協力し合っていけば、わがまち立川がより良いまち(共に生き、共に育ち合う)になると思います。

奥山葉月委員 (NPO法人 自立生活センター・立川)



障害があって生きていくことは、日々、差別や偏見に直面しているのが現実です。もう、こんな思いはしたくない、させたくないという思いから、条例策定にかかわらせていただきました。

J R 立川駅には4基のエレベーターがあり、そのエレベーターは障害のある人、ない人が共に協力し合い、17年かけて完成したというすばらしい歴史があります。現在、そのエレベーターは誰もが使え、誰にでも有効です。誰もが暮らしやすい象徴ともいえるのではないかと思います。この条例をそんな風に活用していきたいと思っています。

障害のある人にお伝えしたいのは、たくさん相談してほしいということです。そこから障害のない人、社会との対話がはじまります。自分のためだけでなく、みんなのためになることです。障害のある人もない人も暮らしやすいまちに向けて、一緒に一歩を踏み出しましょう。

山本繁樹委員 (社会福祉法人 立川市社会福祉協議会)



条例策定に委員として参加した感想は、多様な地域関係者の皆様さんとの出会いがあったこと、そしてこの条例は、応援していただいた数多くの方々との協働作業で成立したということです。ぜひ条例の内容をお読みいただきたいと思います。大人世代と未来を担う子どもたちや若い世代の人たちが協力して、この条例の内容を地域に普及

できたらいいのではないかと思います。

条例の前文にもありますが、誰でも加齢、病気、事故などで心身機能の障害をもち、周囲の環境との関係性のなかで社会的障壁にぶつかる可能性があります。心身の機能がどのような状態であっても、個人の尊厳、個性、多様性が尊重されて、自分らしく暮らせるまちづくりは、全ての人の取り組むべき課題でもあると思います。